

令和 7 年 9 月 5 日

被保険者各位

ヤマサ健康保険組合

### 健康保険被扶養者の資格確認(検認)実施について

令和 7 年 9 月 1 日現在で被扶養者の資格確認調査を実施いたします。この調査は、被扶養者資格の適正化及び保険給付の適正化を図るため、健康保険法施行規則第 50 条に基づき毎年1回実施しております。今年は下記のとおり実施いたしますのでご確認のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【対象者】

令和 7 年 9 月 1 日時点で被扶養者の方(4月1日時点で満 18 歳以上)

#### 【調査期間】

令和 7 年 9 月～10 月頃

#### 【調査方法】

##### ①マイナンバー情報連携を用いて収入状況を確認します

・マイナンバーを利用して対象者の収入状況等(給与収入・年金収入・事業収入等)を確認

##### ②上記①で追加書類が必要と当組合が判断した者へ「調査票」を送付します

・該当者には被保険者宛てに個別で確認調査書類一式を送付

\*非該当者には通知や書類の発送は行われません

#### 【注意点】

①の「マイナンバーによる事前審査」の結果、継続認定可となった場合、②の「調査票」は実施されません。調査の結果、扶養認定基準から外れていると判定の場合、被扶養者削除の手続きが必要です。

当健保ホームページ＝家族が増えたとき・減ったときより「被扶養者異動届」をご記入の上、保険者証等を添えて、提出してください。

ご不明な点は、健保事務局までお問い合わせ下さい(内線 244・254)

以上